○農林水産省告示第四百七十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	静岡県経済農業協同組合連合会小笠食肉センター	静岡県菊川市赤土千七百八十七番地の二
（略）	（略）	（略）	（略）

○国土交通省告示第五百十二号

我が国の航空安全管理体制を確立し、及び民間航空の安全の確保のために講ずべき対策等を示すことにより、航空の安全の確保を図るため、航空安全プログラムを次のとおり定める。

令和八年四月一日

国土交通大臣　金子　恭之

航空安全プログラム

はじめに

航空分野において、航空事故又は重大インシデントが発生すると、搭乗者等の生命が危険にさらされることにとどまらず、時として地上をも巻き込んだ甚大な被害をもたらす場合もあり、航空の安全の確保は、何よりも優先すべき最重要事項である。

国際民間航空条約（昭和28年条約第21号。以下「シカゴ条約」という。）の附属書19において、発生した航空事故や重大インシデントに対する事後対応だけでなく、先を見越した安全管理を行うための基礎として、シカゴ条約の締約国が航空安全プログラム（State Safety Programme。以下「SSP」という。）を実施することを規定している。SSPとは、国全体の航空の安全を管理することを目的とした、法令、規則、方針、目標、プロセス、手順及び活動を組み合わせた体系である。SSPを通じ航空安全当局が、安全方針及び安全目標を策定し、安全リスクを管理し、安全を保証し、安全の推進を図ることにより、国として航空の安全を体系的に管理するとともに、業務提供者が実施する安全管理システムと相互に連携することにより、民間航空システム全体の安全性の向上が図られることとなる。

我が国ではこれらの考え方を踏襲し、平成25年に「航空安全プログラム」（平成25年国空安企第29号）を策定した。同プログラムにおいて、我が国の航空安全管理体制を確立し、航空安全当局が民間航空の安全の確保のために講ずべき対策等を示すとともに、これらを適切に実施することにより、民間航空における航空事故その他の航空の安全に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、航空安全の確保を図ってきたところである。

今般、航空安全管理に関する近年の国際的動向及び我が国の航空を取り巻く現状を踏まえ、我が国の航空の安全管理に係る体制及び機能のあり方の更なる改善と明確化を図り、航空安全当局、業務提供者その他の航空活動関係者が一体となって航空の安全の確保に取り組むため、我が国におけるSSPとして本プログラムを改めて定めるものである。

航空安全当局においては、本プログラムに基づき航空活動関係者との安全情報の共有、積極的な安全文化醸成の促進、教育訓練を通じた人員の能力向上等の活動を実施するとともに、そのための予算と人員を確保することで、航空の継続的な安全性の向上を実現していくものとする。

１．定義

本プログラムにおいて、用語の定義は、以下に定めるところによる。

⑴　航空安全当局

国土交通省航空局（地方航空局を含む。以下同じ。）のうち、民間航空の安全を確保するための監督を行う課等をいう。

⑵　業務提供者

本邦航空運送事業者、認定事業場、指定航空従事者養成施設、公共用飛行場及び航空交通管制業務その他の航空機の運航に関する指示・支援業務の実施機関のうち、安全管理システムの確立が求められているものをいう。

⑶　航空活動関係者

航空機の運航に関係し、又は航空機の運航を直接的に支援する活動に従事する関係者をいう（民間航空の活動に従事する者に限る。）。

⑷　安全（Safety）

航空活動に係るリスクが受入可能なレベルまで低減され制御されている状態をいう。

⑸　安全監督（Safety oversight）

航空安全当局が民間航空の安全を確保するために行う全ての活動をいう。

⑹　安全管理システム（Safety management system）

安全リスクを管理するための体系的な仕組みであって、必要な組織体制、責任、方針及び手順を含むものをいう。

⑺　安全目標（Safety objective）

達成することが望ましい安全の結果を明文化したものをいう。

⑻　安全パフォーマンス（Safety performance）

国又は業務提供者がどの程度の安全性を達成したかを示す測定可能な結果をいう。

⑼　SPI（Safety performance indicator（安全パフォーマンス指標））

安全目標の達成に向けた進捗を含めて、安全パフォーマンスの測定又は監視のために用いる指標をいう。

⑽　SPT（Safety performance target（安全パフォーマンス目標））

SPIについて、一定期間内に達成すべきものとして国又は業務提供者が計画し、又は意図した目標をいう。

⑾　ハザード（Hazard）

航空事故その他の航空の安全に影響を及ぼす事態を引き起こす可能性のある状態又は事物をいう。

⑿　安全リスク（Safety risk）

ハザードが引き起こす又は引き起こし得る結果について予測される発生確率及び重大度の組合せをいう。